

人	事	労	務	関	連	コ	ラ	ム	【	1	】	労	基	法						
初	め	ま	し	て	、	コ	ラ	ム	を	3	0	回	書	く	こ	と	に	な	り	
ま	し	た	。	今	回	は	1	回	目	で	す	、	宜	し	く	お	願	い	し	
ま	す	。	先	ず	、	労	基	法	に	つ	い	て	書	き	ま	す	。	労	基	
法	は	、	労	使	が	対	等	な	関	係	に	立	ち	、	種	々	の	法	律	
を	順	守	し	、	契	約	条	件	を	書	類	に	よ	り	明	示	し	、	就	
業	規	則	を	労	働	者	に	周	知	す	る	こ	と	等	に	よ	り	、	労	
使	の	無	用	な	ト	ラ	ブ	ル	を	防	ぎ	、	快	適	な	職	場	環	境	
を	作	り	上	げ	よ	う	と	し	て	い	ま	す	。	結	局	は	、	そ	れ	
が	使	用	者	の	為	に	な	る	の	で	す	。	つ	ま	り	、	労	基	法	
の	趣	旨	は	、	労	使	間	の	ト	ラ	ブ	ル	を	防	止	す	る	事	に	
よ	り	、	使	用	者	は	会	社	の	経	営	に	専	念	し	、	労	働	者	
は	業	務	に	専	念	す	る	事	で	す	。	そ	う	す	る	事	に	よ	っ	
て	会	社	を	健	全	に	発	展	・	拡	大	さ	せ	ら	れ	る	の	で	す	。
お	互	い	に	快	適	な	環	境	の	も	と	で	あ	れ	ば	、	心	に	余	
裕	が	生	ま	れ	、	顧	客	の	ニ	ー	ズ	に	応	え	る	事	が	出	来	
る	の	で	す	。	職	場	環	境	が	良	い	と	、	顧	客	の	事	も	考	
え	る	事	が	出	来	る	の	で	す	。	顧	客	あ	っ	て	の	職	場	で	
す	。	他	に	、	例	え	ば	従	業	員	が	十	人	未	満	の	場	合	で	
も	、	就	業	規	則	を	作	成	す	る	事	に	よ	っ	て	、	明	確	一	

律	な	基	準	に	よ	り	職	場	の	規	律	を	は	か	る	事	が	出	来
ま	す	。	従	業	員	も	、	あ	ら	か	じ	め	報	奨	・	罰	則	の	内
容	等	を	含	む	勤	務	条	件	が	わ	か	っ	て	い	れ	ば	、	秩	序
を	守	り	業	務	に	励	む	の	で	す	。	勿	論	、	そ	の	為	に	は
就	業	規	則	を	作	成	・	変	更	す	る	時	に	は	従	業	員	の	意
見	を	聞	く	の	で	す	。	あ	ら	か	じ	め	従	業	員	の	意	見	を
聞	く	事	に	よ	っ	て	、	使	用	者	も	従	業	員	と	の	ト	ラ	ブ
ル	防	止	に	役	立	つ	の	で	す	。	要	す	る	に	、	労	基	法	は
使	用	者	に	厳	し	い	部	分	も	あ	り	ま	す	が	、	根	底	に	は
ト	ラ	ブ	ル	防	止	と	云	う	、	労	使	双	方	の	事	を	考	え	て
い	る	の	で	す	。														
有	難	う	ご	ざ	い	ま	し	た	。										